

国家税務総局：《非居住者の税収協定待遇享受管理弁法（試行）》印刷配布に関する通知
国税発[2009]124号

各省、自治区、直轄市ならびに計画単列市国家税務局、地方税務局：

非居住者の税収協定待遇享受の管理工作を規範化、強化するため、税務総局は《非居住者税収協定待遇を享受管理弁法（試行）》を制定し、ここに各位に印刷配布する。遵守して執行されたし。

- 付属文書：1.非居住者の税収協定待遇享受備案報告表
2.非居住者の税収協定待遇享受審査申請表
3.非居住者の協定待遇享受の身分情報報告表（企業に適用）
4.非居住者の協定待遇享受の身分情報報告表（個人に適用）
5.非居住者の税収協定待遇享受の審査執行状況報告表
6.非居住者の税収協定待遇享受とりまとめ表

国家税務総局
二〇〇九年八月二十四日

非居住者の税収協定待遇享受管理弁法（試行）

第一章 総則

第一条 非居住者の税収協定待遇享受の管理を規範化、強化するため、《中華人民共和国個人所得税法》及びその実施条例、《中華人民共和国企業所得税法》及びその実施条例、《中華人民共和国税収徴収管理法》（以下徴管法という）及びその実施細則（以下国内税収法律規定と総称する）ならびに中華人民共和国政府が対外的に締結した二重課税回避協定（香港、マカオ特別行政区と締結した税収協議を含む。以下税収協定と総称する）の関係規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 中国にて納税義務が発生した非居住者が税収協定待遇を享受する必要がある場合、本弁法を適用するが、税収協定の国際運輸条項規定の待遇は除外する。

本弁法がいうところの税収協定待遇とは、税収協定にしたがい軽減または免除することができる、国内税収法律規定にしたがい履行すべき納税義務を指す。

第三条 非居住者が税収協定待遇を享受する必要がある場合、本弁法の規定にしたがい審査または備案手続きを行うこと。審査または備案手続きを行っていない場合はいずれも関係税収協定待遇を享受してはならない。

第四条 税務機関は納税人にハイクオリティかつ高効率のサービスを提供し、すみやかに電話、面談、ネット、書簡等の複数方式で非居住者の税収協定待遇享受関係の税務問い合わせに回答しなければならない。

第五条 本弁法がいうところの非居住者とは、関係国内税法規定または税収協定にしたがい、中国税収居住者に該当しない納税人（非居住者企業と非居住者個人を含む）のことをいう。

第六条 本弁法がいうところの主管税務機関とは、非居住者の中国における納税義務について、税法規定にしたがい徴税管理職責を有する国家税務局または地方税務局をいう。

第二章 審査申請と備案報告

第七条 非居住者が以下の税収協定条項に規定する税収協定待遇を享受する必要がある場合、主管税務機関または審査権限を有する税務機関に税収協定待遇享受審査の申請を提出しなければならない。

- (一) 税収協定配当条項。
- (二) 税収協定利息条項。
- (三) 税収協定ロイヤリティー条項。
- (四) 税収協定財産収益条項。

第八条 本弁法が規定する審査権限を有する税務機関は、省、自治区、直轄市ならびに計画単列市の税務機関（以下省級税務機関という）が当地の機構設置、人員配置ならびに作業負荷等の実際状況に基づき確定後、すみやかに公布するとともに、国家税務総局に報告し備案する。

第九条 本弁法第十条の規定にしたがい非居住者税収協定待遇享受審査の申請を提出する時、納税人は以下資料に記入しかつ提出しなければならない。

- (一) 《非居住者税収協定待遇を享受する審査申請表》（付属文章 2 を参照）。
- (二) 《非居住者税収協定待遇を享受する身分情報報告表》（企業、個人がそれぞれ記入する。付属文章を 3 と付属文書 4 を参照）。
- (三) 税収協定締結相手の主管当局が前の西暦年度開始以後に発行した税収居住者身分証明。
- (四) 関連所得取得に係る産権書証書、契約、協議書、支払い証憑等の権利帰属証明または仲介、公証機構が発行する関連証明。
- (五) 税務機関が提出を求める税収協定待遇享受に係るその他の資料。

前項規定にしたがい資料を提出する時、非居住者はすでに主管税務機関に提出した資料の提出を免じるが、受け付けた主管税務機関名称と受付時間を報告しなければならない。

第十条 同一非居住者の同一項目所得が審査を必要とする同一項目税収協定待遇を複数回享受しようとする場合、初回税収協定待遇享受の審査後から3西暦年度内（本年度を含む）において同一主管税務機関に対する同一項目所得の重複審査申請の提出を免除することができる。

前項規定の同一項目所得とは、下記のいずれかの所得を指す。

- (一) 同一企業の同一項目権益性投資から取得した配当。
- (二) 同一債務者の同一債権を持つことにより取得した利息。
- (三) 同一人に対し同一権利を許可することにより取得したライセンス使用費。

本条第一項がいうところの同一項目税収協定待遇とは、同一税収協定の同一条項が規定する税収協定待遇を指し、異なる税収協定の同様な条項または同様な税収協定の異なる条項が規定する税収協定待遇は含まない。

第十一条 非居住者が以下の税収協定条項が規定する税収協定待遇を享受する必要がある場合、納税義務発生前または関連納税義務申告時、納税人または源泉徴収者が主管税務機関に備案する。

- (一) 税収協定の常設機構及び営業利益条項。
- (二) 税収協定の独立個人役務条項。
- (三) 税収協定の非独立個人役務条項。
- (四) 本条第(一)から(三)項と、本弁法第七条に列記する税収協定条項を除くその他の税収協定条項。

第十二条 本弁法第七条の規定にしたがい備案する時、納税人は以下の資料に記入し提出しなければならない。

- (一) 《非居住者税収協定待遇を享受する備案報告表》（付属文章1を参照）。
- (二) 税収協定締結相手の主管当局が前西暦年度開始以降発行した税収居住者身分証明。
- (三) 税務機関が提出を求める税収協定待遇を享受と関係するその他の資料。

前項の規定にしたがい資料を提出する時、納税人または源泉徴収者は改めて《非居住者工事作業請負ならびに役務提供税収管理暫行弁法》（国家税務総局令第19号）第十三条第一項第(四)号に規定する《非居住者企業の工事作業ならびに役務提供税収協定待遇享受報告表》及びその他すでに主管税務機関に提出している資料に記入せずともよい。

第十三条 非居住者に発生した納税義務が国内税法規定にしたがい源泉徴収を実施する場合、本弁法第七条の規定にしたがい備案する時、納税人は源泉徴収者に本弁法第八条の規定にしたがい記入、提出すべき資料を提出し、源泉徴収者は源泉徴収報告として資料を添付し主管税務機関に備案する。

第三章 審査と執行

第十四条 税務機関は、非居住者税収協定待遇享受の審査申請受け付け後、状況によりそれぞれ以下の処理を行わなければならない。

(一) 主管税務機関が審査権限を有する税務機関ではないが非居住者税収協定待遇享受の審査申請を受け付けた場合、主管税務機関は審査権限を有する税務機関の規定にしたがい直接上部に報告または審査権限を有する税務機関に報告する。

(二) 審査権限を有する税務機関は下級税務機関に対し関係状況の調査、事実確認を要求または委託することができる。

(三) 本弁法第十五条の規定にしたがい受理しない審査申請に対し、審査権限を有する税務機関はすみやかに申請人に不受理の決定及び理由を書面にて告知しなければならない。

(四) 審査申請及び提供された関係資料が不正確、不備等審査に必要な条件を満たしていない場合、審査権限を有する税務機関は申請人に告知するとともに訂正追加を認めなければならない。

第十五条 下記のいずれかに該当する場合、審査権限を有する税務機関は非居住者税収協定待遇享受の審査申請を受理せずともよい。

(一) 国内税収法律規定にしたがい納税義務を構成しない所得事項。

(二) 享受を申請する税収協定待遇が本弁法第七条に規定する要審査範囲に該当しない。

(三) 審査申請を提出した日がすでに本弁法第二十一条ならびに第二十八条に規定する税収協定待遇を追加享受することができる時限を越えている。

(四) 本弁法の規定にしたがわず、税収協定待遇享受に関係する資料を提出しない、または提出した資料が要求に合致しておらず、かつ審査権限を有する税務機関が修正または訂正要求後 90 日以内に訂正または修正せず、その正当な理由がない場合。

(五) その他受理すべきではない状況。

第十六条 審査権限を有する税務機関または主管税務機関が非居住者税収協定待遇享受の申請を受け付けた日より下記の期間内に、審査権限を有する税務機関は審査決定（不受理決定）を出すとともに申請人に審査結果を書面にて通知しなければならない。税収協定待遇享受を認めない、または本弁法第十七条の規定に基づき暫定的に税収協定待遇享受させないと決定した場合、理由を説明しなければならない。

(一) 県、区級及びそれ以下の税務機関が審査を担当する場合、20 営業日。

(二) 地、市級税務機関が審査を担当する場合、30 営業日。

(三) 省級税務機関が審査を担当する場合、40 営業日。

前項の規定期限内に決定を下すことができない場合、審査権限を有する税務機関責任者の批准を経て 10 営業日延長することができ、延長期限の理由を申請人に告知する。

審査権限を有する税務機関は本条前 2 項に規定する時限内に申請人に審査結果を書面にて通知しない場合、審査権限を有する税務機関は非居住者税収協定待遇の享受を許可する審査を下したと見なす。

第十七条 非居住者の税収協定待遇享受の申請を審査時、審査権限を有する税務機関は、非居住者が関係税収協定待遇を享受できるか否かを正確に判定することができないとされ

た場合、申請人に暫定的に関係税収協定待遇を執行しないこと及び理由を書面にて通知するとともに、関係状況を上級税務機関に報告しなければならない。相互協議または情報交換手続きの発動が必要な場合には、同時に関係規定にしたがい関連手続きを発動させなければならない。

前項にいうところの上部に報告する状況进行处理する各級税務機関は、本弁法第十六条規定の作業時限内までに処理決定を下すとともに直接または段階を経て審査権限を有する税務機関に通知しなければならない。または再度上部報告手続きを通じて国家税務総局まで報告しなければならない。

第十八条 税収協定待遇享受の許可取得後、納税人または源泉徴収者は納税申告時審査決定にしたがい執行することができるが、《非居住者税収協定待遇享受の執行状況報告表》（付属文章 5 を参照）に記入し、主管税務機関に実際の執行状況を報告しなければならない。

第四章 後続管理

第十九条 非居住者がすでに照本弁法第二章ならびに第三章の規定にしたがい備案または審査手続きを完了しており、実際に税収協定待遇を享受している場合、納税人、源泉徴収者ならびに税務機関は本章規定にしたがい引き続き非居住者の税収協定待遇享受の後続管理工作をしっかりと行わなければならない。

第二十条 納税人または源泉徴収者は本弁法の規定にしたがい報告した情報に変化が発生した場合、以下状況別に処理しなければならない。

(一) 変化が発生した情報について、非居住者が引き続き関連税収協定待遇を享受するのに影響がない場合は、引き続き関連税収協定待遇を享受または執行することができる。

(二) 変化が発生した情報について、非居住者の関連税収協定待遇の享受に変更をもたらす場合、改めて本弁法の規定にしたがい備案または審査手続きをしなければならない。

(三) 変化が発生した情報について、非居住者が引き続き関連税収協定待遇を享受すべきでない場合、変化が発生した日より即刻享受または関連税収協定待遇執行の停止をするとともに、国内税法の規定にしたがい納税申告または源泉控除義務を執行しなければならない。

第二十一条 中国にて納税義務が発生した非居住者で税収協定待遇を享受できるもののまだ享受しておらず、かつ、享受することができる当該税収協定待遇を享受していないため税額を過払いしている場合、当該過払い税額決算日より三年以内に主管税務機関に税収協定待遇享受追加申請を提出し、本弁法の規定にしたがい追加備案または審査手続きを行うとともに、主管税務機関の許可後、税収協定待遇享受を追加し、過払いの税額を還付してもらうことができる。前述の規定時限を越えた申請については、主管税務機関は受理しない。

前項の規定にしたがい取得した還付税額は徴管法実施細則第七十八条第二項に規定する

減免還付に該当し、利息は還付しない。

第二十二條 納税人または源泉徴収者がすでに関係税収協定待遇を享受または執行している場合、非居住者税収協定待遇享受に係る証憑、資料を取得かつ保管しなければならない。保管期限は10年を下回ってはならない。

第二十三條 主管税務機関は非居住者税収協定待遇享受の審査、備案及び執行状況関係の情報を収集、保管し、関係データの完全性と正確性を確保しなければならないとともに、租税回避調査、税収情報交換、税務検査ならびに相互協議等国際税収管理プログラムとの間の情報共有や相互動態管理コントロールシステムを構築しなければならない。

各級税務機関はその所轄区内の非居住者税収協定待遇享受状況とりまとめ統計工作をしつかりと行い、年ごとに上級税務機関に《非居住者税収協定待遇享受執行状況とりまとめ表》に記入報告しなければならない（付属文章6を参照）。

第二十四條 税務機関は税務アセスメント、納税検査、執法検査等聴衆管理または監督段階を通じ、税収協定執行リスクに基づき、毎年定期的または不定期に非居住者のすでに税収協定待遇を享受（備案類と審査類を含む）しているうちから任意に一定数量のサンプルを選び審査、再チェック、再調査をしなければならない。審査、再チェック、または再審査には次の内容を含む。

（一）非居住者が税収協定待遇享受条件に合致するか、関係状況の隠匿または虚偽材料の提出等といった手段で税収協定待遇を詐取していないか。

（二）非居住者の税収協定待遇享受条件に変化が発生し、規定にしたがい正確な税務処理を行っているか。

（三）税務機関審査または備案を経ずして協定待遇を享受している状況がないか。

（四）審査権限を有する税務機関が正確に本弁法規定的審査職責を履行しているか、審査決定が適切か。

（五）その他本規定を正確に執行していない状況の有無。

第二十五條 非居住者がすでに税収協定待遇を享受している状況を審査する時、主管税務機関は、報告責任者が本弁法に規定する報告義務を未履行または一部履行していないことを発見した場合、または報告責任者が提供済み資料以外に非居住者税収協定待遇享受に係るその他の資料を追加提出する必要がある場合、期限を定めて報告責任者に対し関連資料の提出を求めることができる。

本弁法が規定する報告責任者には関係規定にしたがい税務機関に情報を報告しなければならないまたは資料を提出しなければならない納税人、源泉徴収者またはその他関連責任者が含まれる。

第二十六條 非居住者税収協定待遇享受の各項目処理において、税務機関間（国家税務機関と地方税務機関間、及び複数地稅務機関間を含む）は相互サポートと協力をし、情報共有の実現に努めなければならない。

非居住者税収協定待遇享受関係の情報管理が複数の主管税務機関または審査権限を有する税務機関に及ぶ場合、各税務機関はその他関連税務機関に情報確認の協力を求めることができる。要求された税務機関は、情報確認の協力を求められた日より 20 日以内に手続き状況を回答しなければならない。

異なる主管税務機関または審査権限を有する税務機関が同一の非居住者税収協定待遇享受の同一事項処理に関わる場合、努めて一致協力しなければならない。一致協力ができない場合には、共同の上級税務機関に報告し裁定を求める。

第二十七条 主管税務機関は、非居住者がすでに税収協定待遇を享受しているが下記のいずれかがあることを発見した場合、非居住者税収協定待遇享受を認めないとする処理決定をしなければならない：

(一) 本弁法規定にしたがわず審査申請を提出しない、またはすでに審査申請を提出したものの審査権限を有する税務機関が非居住者税収協定待遇享受を認めるという決定を出していないまたは見なしておらず、かつ、主管税務機関が期限を定めて是正を求めてもいまだ是正されず、かつ正当な理由がない場合。

(二) 本弁法の規定にしたがわず備案報告をせず、かつ主管税務機関が期限を定めて是正を求めても是正されず、かつ正当な理由がない場合。

(三) 本弁法の規定にしたがわず関連資料を提出せず、かつ主管税務機関が期限を定めて是正を求めても是正されず、かつ正当な理由がない場合。

(四) 主管税務機関が要求する期限内に関係資料の追加提出を行わず、また正当な理由がない場合。

(五) 状況の変化により税収協定待遇の享受を停止しなければならないが、本弁法第二十条第(三)項の規定にしたがわず即時関連税収協定待遇の享受を停止しない場合。

(六) 調査、事実確認により関連税収協定待遇を享受すべきではないその他の状況。

第二十八条 本弁法第二十七条第(一)項から第(四)項の状況に該当する非居住者は、追加納税額決算日から三年以内に主管税務機関に税収協定待遇享受の追加申請を提出することができ、主管税務機関の要求にしたがい本弁法に違反する行為を是正し、税務機関の事実確認を経てたしかに関係税収協定待遇を享受できるとされた後、関連税収協定待遇を享受し、税額の還付を行うが、関連滞納金、罰金ならびに利息は還付しない。

第二十九条 納税人は税務主管当局に相互協議を仰ぐ場合、税収協定の相互協議手続き条項及びその関係規定にしたがい執行し、本弁法第二十一条ならびに第二十八条が規定する時間制限を受けないとするすることができる。

第三十条 非居住者がすでに税収協定待遇享受状況の審査または税収協定待遇享受の追加申請をした時、主管税務機関は、非居住者が関連税収協定待遇を享受することができるか正確に判定することができないことがわかった場合、関係状況を上級税務機関に報告しなければならない。相互協議または情報交換手続きの発動が必要となる場合には、同時に関係規定にしたがい相応の手続きを発動しなければならない。暫定的に還付しないことを決

定、または納税人または源泉徴収者に対し税収協定待遇を暫定的に享受または執行しないことを求める場合、または関係規定にしたがい納税担保提供することを求める場合、処理決定及び理由を書面にて納税人または源泉徴収者に通知しなければならない。

第三十一条 各級税務機関は、非居住者税収協定待遇享受管理工作を職場責任制考課システムに組み入れ、税収行政執法責任追及制度に基づき、以下の内容を補充整備する。

(一) トレーシング・フィードバック制度を構築整備する。税務機関は定期的または不定期に非居住者税収協定待遇享受審査または備案工作状況に対しトレースとフィードバックを行い、適時業務メカニズムを改善しなければならない。

(二) ファイル評価制度を構築する。各級税務機関は非居住者税収協定待遇享受過程と結果を反映したファイルの構築整備を行い、各種ファイル資料を適切に保管しなければならない。は上級税務機関は定期的にファイル資料に対し評価をしなければならない。

(三) 階層的監督制度を構築する。上級税務機関は経常的な監督制度を構築し、下級税務機関の税収協定執行状況の監督を強化し、不断に税収協定執行の正確度を向上させなければならない。

第五章 法律責任

第三十二条 主管税務機関は、非居住者がすでに享受している税収協定待遇に下記のいずれかがあることを発見した場合、徴管法第六十二条の規定にしたがい処理する。

(一) 本弁法規定の規定にしたがわず審査申請を提出しない。またはすでに審査申請を提出したものの審査権限を有する税務機関が非居住者税収協定待遇享受を許可する決定をしていない、または見なしていない場合。

(二) 本弁法規定の規定にしたがわず備案報告をしていない場合。

(三) 本弁法規定の規定にしたがわず、または主管税務機関要求にしたがわず関連資料を提出していない場合。

第三十三条 本弁法の規定にしたがい、記入または提出すべき資料が、同一報告責任者が以前すでに同一主管税務機関に記入または提出した資料と同じである場合、当該同一報告責任者は重複して関連資料を記入または提出することを免ずることができる。

第三十四条 主管税務機関は、本弁法第二十七条規定を執行する際、納税人ならびに源泉徴収者に対し以下の状況別に処理する。

(一) 国内税収法律の規定にしたがい自主納税申告を実行しなければならない場合については、徴管法の関係規定にしたがい納税人に税額追加徴収、滞納金加算をする。そのうち、納税人が帳簿、記帳証憑の偽造、変造、隠匿、無断での毀損、または帳簿上での支出項目の過剰記載または収入の不記載、過少記載、または税務機関を通じ申告を通知されたが不申告を拒否または虚偽の納税申告により不当税収協定待遇の不当な享受を構成し課税額を納税しない、過少納税した場合、徴管法第六十三条第一項の規定にしたがい処罰する。

(二) 国内の税収法律の規定にしたがい源泉徴収を実行しなければならない場合について

は、徴管法の関係規定にしたがい納税人に対し税額追加徴収をする。源泉徴収者は徴管法第六十九条の規定にしたがい処理する。

第三十五条 税務機関は本弁法の規定にしたがい、すみやかに非居住者税収協定待遇享受の関連事項を行わなければならない。税務機関の責任により処理間違いが起こった場合、徴管法ならびに税収執法責任制の関係規定にしたがい責任を追及しなければならない。

下記の時間は税務機関の本弁法規定にしたがい関係事項を処理するのに必要とする業務時間には計算されない。

- (一) 納税人または源泉徴収者が要求にしたがい資料を追加提出する時間。
- (二) 協定締結相手主管当局との情報交換または相互協議の時間。

第三十六条 非居住者税収協定待遇享受の審査は、納税人または源泉徴収者が提出する資料と税収協定が規定する条件の関連性に対して実施する審査で、納税人または源泉徴収者の真実申告責任を変更するものではない。

第三十七条 審査権限を有する税務機関は、納税人または源泉徴収者が虚偽の情報資料を提出し税収協定待遇享受を認める審査決定をした場合、審査権限を有する税務機関またはその上級税務機関は事実確認後原審査決定を撤回する権利を有するとともに、以下の状況別に処理する。

(一) 納税人または源泉徴収者がまだ原審査の決定を執行していないが、非居住者がやはり関連税収協定待遇享受を必要としている場合、それに対し改めて審査手続きをするよう求めることができる。

(二) 納税人または源泉徴収者がすでに原審査の決定を執行したが、事実確認の状況に基づき非居住者関連税収協定待遇を享受すべきでないとは認定することができない場合、本弁法第三十二条の規定にしたがい処理するとともに、期限付きで改めて審査手続きをするよう命じる。

(三) 納税人または源泉徴収者がすでに原審査の決定を執行しており、かつ事実確認の状況に基づき非居住者関連税収協定待遇を享受すべきでないとは認定することができる場合、本弁法第二十七条ならびに第三十四条の規定にしたがい処理する。

第三十八条 税務機関の不当な審査のため非居住者が享受すべきではないのに実際に税収協定待遇を享受している場合、納税人または源泉徴収者が虚偽情報資料を提出したことによる状況のほか、徴管法第五十二条第一項の規定にしたがい処理する。

第三十九条 納税人または源泉徴収者が本弁法規定に違反する行為が国内税収法律規定に違反する行為と認定された場合で、かつ、国内税収法律の規定にしたがいすでに責任追及処理がなされている場合は、あらためて本弁法の規定にしたがって重複して責任追及はしない。

第四十条 納税人または源泉徴収者は、主管税務機関または審査権限を有する税務機関

が本規定に関わる各種処理決定に対し不服である場合、関係規定にしたがい理由陳述、意見申立、公聴会要求、行政再審査または訴訟提起をすることができる。

第六章 附則

第四十一条 非居住者は代理人に本弁法が規定する、本人がすべき事項を委託することができる。代理人は非居住者の委託事項を代理実行する際、非居住者の書面による授權委託書を提示しなければならない。

第四十二条 納税人または源泉徴収者は本弁法が規定する提出すべき証憑または証明として写しを税務機関に提出することができるが、原本保管場所を注記し、報告責任者の押印をしなければならず、かつ税務機関の要求にしたがい原本を確認してもらわなければならない。

第四十三条 本弁法の規定にしたがい記入または提出する資料は中国語文章を採用しなければならない。関連資料原本が外国語テキストでかつ税務機関が関係規定にしたがい中国語テキストに翻訳することを求めた場合、報告責任者は税務機関の要求にしたがい中国語テキストに翻訳しなければならない。

第四十四条 税収協定または国家税務総局と協定締結相手の税務主管当局が相互協議を通じ形成された関係執行税収協定の協議と本弁法の規定が異なる場合、税収協定または協議にしたがい執行する。

第四十五条 本弁法は2009年10月1日より執行し、《国家税務総局：〈外国居住者の二重課税回避協定待遇享受申請表〉改正に関する通知》（国税函発[1995]089号）は同時に廃止する。

税収協定待遇を享受する必要がある納税義務が2009年10月1日以降（当日含む）に発生した場合、一律に本弁法にしたがい執行する。2009年10月1日以前に発生した納税義務で2009年10月1日以降税収協定待遇享受の追加を必要とする場合も、本弁法の規定にしたがい執行しなければならない。

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／佐々木清美）